



栃木市地域おこし協力隊 えんどう ゆりこ 遠藤 百合子 さん

きらりとちぎ

市内の嘉右衛門町伝建地区を活かした地域の活性化を行う「地域おこし協力隊員」として着任した遠藤さん。家族3人で築184年の見世蔵に住みながら、伝建地区を盛り上げる活動に取り組んでいます。

きっかけは子育てのための家探し？

日光市に生まれ、栃木市内の高校から東京の大学に進学した遠藤さん。卒業後は都内で働く傍ら、プライベートでは「栃木県出身者の集い」のような活動をされていたそうです。

「将来的に栃木に関わる仕事もできたらなあ・・・」と思っていたこともあり、「認定NPO法人ふるさと回帰支援センター」へと転職。栃木県移住相談窓口の担当者として、活躍されてきました。

その後、一児の母となり、また、ご主人も同じ栃木県の出身だったこともあり「子育てをするなら栃木でいたい」と考え、のんびりと家探しを始めていたそうです。

栃木市は、高校生活を送った地でもあり、また移住定住事業に熱心な街。そんな栃木市に良い物件が無いかと探していたところ、たまたま伝建地区での地域おこし協力隊の募集のことを知り・・・というのが、応募のきっかけだったといいます。

人と人とのつながりを生み出していきたい

現在遠藤さんが住むのは、伝建地区内にある、築184年の見世蔵。日本で3番目に古いというこの見世蔵を、多くの人に人に見てほしいと、3月にはオープンハウスを行いました。

「私の知っている素敵な人たちを知ってほしい。」という遠藤さん。そんな遠藤さんの活動には、自身が作り出す人と人との縁が活かされています。「蔵の街かど映画祭」とのコラボイベントである、見世蔵のレトロな空間を活かした蓄音機の鑑賞会は、オープンハウスで出会った人がきっかけで生まれたそうです。また、江戸時代の荷上場であった「平柳河岸」を利用した「川辺ピクニック」イベントは、東京に住んでいた頃の「栃木県出身者の集い」の仲間が協力しています。また「栃木未来大使」を務める知人に伝建地区を案内したことがきっかけとなり、伝建地区の紹介動画を撮影するなど、人や場所の魅力を結び付けた企画を、精力的に行っています。

「面白い人」が栃木市のファンを増やす

「『観光地』であることは魅力のひとつだけれど、1回来たら終わりにになってしまうこともある。でも、来るきっかけが『人』だったときは、1回では終わらない」と遠藤さんは言います。

「『栃木市って面白い人たくさんいるよね』という状況を作り出して、栃木市のファンを増やしていきたいです。まあ、自分が一番楽しんでいるんですけどね(笑)」と、笑顔でお話してくださいました。



「子育て四訓」と親子関係

家庭の愛情の中で、安心感をしっかりと与え、子どもは、心豊かな人間関係が築けると言われます。では、親子関係は、どのように築き、保っていったらよいのか。子育ての最終目標は、自立できるようにすることですが、親は子をいつ、どのように離していったらよいのか悩みます。

ある子育て講座の中では、山口県で長く教育に携わった緒方甫さんが提唱した「子育て四訓」が紹介されていました。「一 乳児はしっかりと肌を離すな」「二 幼児は肌を離せ、手を離すな」「三 少年は手を離せ、目を離すな」「四 青年は目を離せ、心を離すな」。この四訓には、「離す」ということの重要性が秘められていると言います。さらに、この四訓の中にある「肌・手・目」について、「◇もし、いつまでも肌を離さなかったら、極めて強い依存心をもった甘えた大人になるでしょう。」「◇もし、いつまでも手を離さなかったら、人から教えてもらわないと問題解決ができない大人になるでしょう。」「◇もし、いつまでも目を離さなかったら、いつもだれかに守られていないと責任も負えない大人になるでしょう。」とも話していました。親は、いつ、どのように手ばなしたらよいのか、親子関係の難しさを感じてしまいます。

「子どもの責任は、全て私の責任、親としてしっかりと教育をしなければ。」「子どもが問題を起こしたら、私が何とかしないと。」など、親は、全て自分で解決しようと考えがちです。しかし、子どもが解決しなければいけない問題にも、親が入ってしまい、親子関係がよくない方向に行ってしまうたり、子どもの考える能力までも奪ったりしています。実は、こんな言葉かけもそうです。「もっと○○しなさい。」「それは、違うでしょ。」「○○は、失敗するからやめなさい。」言葉かけ一つで親が子を手ばなせないことにもなります。その子の子育ては、誰もが初心者で、完璧な親などいません。地域、周囲の協力を得ながら、親子のよりよい関係を保ち、上手に離していきましょう。

生涯学習課 ☎(21)2490



点検商法に注意！！

これからの季節、長雨や台風などの自然災害が多くなってきます。それを口実に消費者の不安をあおり契約を急かす「点検商法」や、「火災保険が使える」と勧誘する住宅修理に関する相談が多く寄せられています。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。

事例 屋根の無料点検後、このまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた/床下点検後、床下の湿気がひどいと言われ高額な除湿剤をまかれた/外壁のひびを指摘され「今なら安くできる」と急かされて契約したが、高額で必要なかった/火災保険を使って、自己負担無しで修理できると言われたが、後日高額な請求がきた。

点検を依頼した場合でも、結果をうのみにせず、冷静に受け止めることが大切です。自己負担は無い、と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理が出来るかどうか分かりません。その場で契約せず、家族や専門家に相談したり、複数の業者から見積りを取って比較検討することが大切です。

契約後でも解約出来る場合があります。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター(入舟庁舎内) ☎(23)8899 / FAX(23)8820

- 地域おこし協力隊 遠藤さんの活動状況やイベント情報は Facebook ページ「栃木県栃木市嘉右衛門町伝建地区」 または 嘉右衛門町伝建地区内 大貫邸見世蔵掲示板 ※ Facebook ページ「栃木市地域おこし協力隊」も併せてご覧ください。
- YouTube 嘉右衛門町紹介動画 「歴史の断片とレトロ可愛い町 in 栃木市嘉右衛門町」(Part1 と Part2 あり)

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合せ先
○弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言) ※申込開始 7月分:6/3(月)~ 8月分:7/1(月)~ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで(異なる会場で相談しても同様)	6月14日(金)、28日(金) 7月12日(金)、26日(金) 10時~12時 7月18日(木) 10時~12時 6月17日(月) 10時~12時 6月25日(火) 10時~12時 7月23日(火) 10時~12時 6月20日(木) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課 ☎(21)2122 大平隣保館2階相談室 / ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 藤岡公民館1階 研修室/ 藤岡市民生活課 ☎(62)0905 都賀総合支所 別館2階 会議室/ 都賀市民生活課 ☎(29)1124 西方総合支所1階 会議室/ 西方市民生活課 ☎(92)0308 岩舟総合支所1階 相談室/ 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
○法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	6月4日(火)、18日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館/ 社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294
○宅地建物相談(事前に要予約) (土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理)	6月21日(金) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課 ☎(21)2122
○市民相談 (日常生活の問題など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課 ☎(21)2122
○消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月~金曜日 9時~16時	入舟庁舎 / 消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820
○合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	6月11日(火)、25日(火) 10時~12時 ◆7月18日(木) 10時~12時 ◆6月12日(水) 10時~12時 6月25日(火) 10時~12時 7月23日(火) 13時30分~15時30分 ◆6月20日(木) 13時30分~15時30分	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課 ☎(21)2122 大平総合支所1階 相談室/ 大平市民生活課 ☎(43)9211 藤岡公民館1階 研修室/ 藤岡市民生活課 ☎(62)0905 都賀総合支所 別館2階 大会議室/ 都賀市民生活課 ☎(29)1124 西方公民館2階 小会議室/ 西方市民生活課 ☎(92)0308 岩舟総合支所1階 相談室/ 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
○人権相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター ☎(24)2444 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
○配偶者等からの暴力(DV)相談	月~金曜日 9時~16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218
○いじめ相談電話	月~金曜日9時~17時 ※土日祝日・時間外は留守電・FAX	本庁舎 / 青少年育成センター ☎(24)0667 FAX(21)2690
○青少年相談 (非行問題・不登校など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎 / 青少年育成センター ☎(23)6566 FAX(21)2690
○家庭児童相談(0~17歳の子どもとその家族)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎 / 家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21)2227
○児童虐待相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 / 子育て支援課 ☎(21)2226 ※左記以外の時間は ☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
○婦人・ひとり親家庭相談	月~金曜日 9時~16時	本庁舎 / 子育て支援課 ☎(21)2229
○障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 / 障がい児者相談支援センター(障がい福祉課内) ☎(21)2235、 (21)2236、(21)2208 FAX(21)2682
○就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時~21時 第1・3土曜日17時~21時 第2・4月曜日13時~21時 第1・3土曜日13時~16時	※祝日除く 栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191
○高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 / 栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2245・2246
○もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	6月14日(金) 10時~11時30分	本庁舎1階 市民スペース / 栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2171・2246